

ご存じ
ですか

伊勢原市

パートナーシップ

宣誓制度



伊勢原市公イメージキャラクター
クルリン



お問い合わせ

伊勢原市市民生活部人権・広聴相談課人権・男女共同参画推進係

TEL:0463-94-4716(直通) E-mail:jinken@isehara-city.jp

パートナーシップ宣誓制度とは

伊勢原市人権施策推進指針(改定版)における人権を尊重するまちづくりの基本理念に基づき、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓し、宣誓したことに対し、市が宣誓書受領証などを交付するものです◇法的な効力は発生しませんが、さまざまな生きづらさを感じている方の悩みを少しでも軽減し、周囲の方の理解が深まることを期待しています

宣誓することができる人

- ◆成年(18歳)に達していること
- ◆次のいずれかに該当すること(原則、同居していること)
 1. 双方が市内の同一住所に居住していること
 2. 一方が市内に住所があり、他方が3か月以内に市内の同一住所への転入を予定していること
 3. 双方が市内に住所があり、3か月以内に市内の同一住所へ転居を予定していること
- ◆婚姻していないこと
- ◆宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ◆宣誓する相手が近親者(民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族で婚姻をすることができない関係)でないこと ※当人同士が養子縁組している場合を除く



パートナーシップ宣誓の流れ

宣誓は、オンラインまたは対面で行うことができます。
オンラインでの宣誓について詳しくは、市ホームページをご覧ください。
対面での宣誓の流れは、次のとおりです。



市ホームページ

宣誓日の事前予約（要相談）

宣誓を希望される2か月から7日前までに電話、窓口、電子メールよりご連絡ください。

【受付】人権・広聴相談課 人権・男女共同参画推進係（1階1番窓口）

【電話】0463-94-4716（直通） 【電子メール】jinken@isehara-city.jp

【予約時にお伝えいただきたいこと】

- ◆宣誓を希望する日時（平日のみ、午前9時～正午、午後1時～4時）
- ◆お二人の氏名（ふりがな ※通称名を使用の場合は、戸籍上の氏名を併記）、生年月日、住所および日中の連絡先電話番号



パートナーシップ宣誓（宣誓日当日）

1. 予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、必ずお二人でお越しください
2. 提出・提示された必要書類により、要件および本人確認などをいたします
3. 市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」などに記入（署名）してください

【必要書類】

- ◆住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に交付されたもの）
- ◆婚姻していないことを証明する書類（戸籍個人事項証明書など。外国語の場合は、日本語訳を添付。宣誓日以前3か月以内に交付されたもの）
- ◆本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ◆通称名を使用の場合は、使用を確認できる書類（郵便物など）




パートナーシップ宣誓書受領証などの交付

書類の不備がなければ、宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード（希望者のみ）」を交付します。

即日交付には、1時間ほどがかかります。郵送（簡易書留）による受け取りを希望の際は、お申し出ください。



	第 年 月 日 号
パートナーシップ宣誓書受領証カード	
<small>伊勢原市パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。</small>	
本人	パートナー
氏名	氏名
生年月日	生年月日
年 月 日	年 月 日
（宣誓日 年 月 日）	
伊勢原市長	
印	

このカードは、お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓されたことに対し、伊勢原市として証するものです。
法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）

本人

パートナー

【緊急連絡先】（記入は自由です）
私本人が急病や怪我等で方が一の場合、パートナーへ連絡してください。
本人

連絡先

自署

パートナーシップ宣誓書受領証カードのイメージ（左：表面、右：裏面）



市民・事業者などの皆さまへのお願い



本制度は法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、伊勢原市としては宣誓されたお二人のパートナーシップの関係を尊重し、事業者や関係団体と連携しながら誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと考えています。
このような趣旨をご理解いただき、本制度の推進にご協力くださいますようお願いいたします。